

けんぽだより 3

2024
令和6年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

令和6年度の健康診断は お得な生活習慣病予防健診に切り替えませんか？

「生活習慣病予防健診」について

協会けんぽに加入されている35歳～74歳の従業員（被保険者）の方を対象とした健康診断です。

自己負担

令和4年度まで
最高7,169円

令和5年度から
最高5,282円
に引き下げ

生活習慣病予防健診のメリット

- 定期健診（事業者健診）の内容とあわせてがん検診（胃・大腸・乳・子宮頸がん）が受けられます。
- 労働安全衛生法に定められた年に一度の定期健診（事業者健診）の代わりになります。
- メタボリスクが認められる対象となった方は、無料の特定保健指導（健康相談）が受けられます。



「さらに」

令和6年度からは**付加健診※**の対象年齢も**拡大**されます。

対象年齢 現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象に拡大
自己負担 令和4年度まで 最高4,802円 → 令和5年度から 最高2,689円に引き下げ

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。



この機会に年に一度の健康診断は
ぜひ生活習慣病予防健診等をご活用ください！

● 令和6年度の「生活習慣病予防健診のご案内」は、3月下旬に事業所宛てにお送りしております。

※健診の申込みは、健診実施機関へ直接ご予約を行ってください。（協会けんぽへの申込みは不要です。）



お問い合わせ先

保健グループ TEL 043-382-8313

2024年12月2日に 保険証は廃止されます 今から使おう！マイナ保険証

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。
厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!】 ▶



お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 043-382-8315

退職後は必ず保険証をご返却ください

保険証は**退職日の翌日**から使用できません。

※家族（被扶養者）の方も同様です



通院中の方は保険証が変わることを**医療機関・薬局等へ伝えてください**。



退職後に誤って保険証を使用した場合は後日、**医療費(※)を返還いただくこととなります**。

※保険者が負担した医療費（7～8割分）です



※資格喪失時、保険証が返却できない場合は、「被保険者資格喪失届」等と併せて日本年金機構へ「被保険者証回収不能届」の提出が必要となります。

※「被保険者証回収不能届」を提出される際、後日退職された従業員の方へ保険証の返却について連絡させていただく場合がございますので、必ず電話番号の記入をお願いいたします。

詳しくはこちら▶



お問い合わせ先

レセプトグループ TEL 043-382-8314

退職後の健康保険についてのご案内

74歳までの被保険者（ご本人）が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入のお手続きを行う必要があります。

健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険（被扶養者）
お手続き	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が減免されることがあります	在職時の 約2倍 （上限あり） ※上限金額は毎年度見直され変更することがあります	負担なし
加入条件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	下記をご確認ください	ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります

保険料を比較の上、ご検討ください

任意継続の加入条件

- ①退職日まで「**継続して2か月以上**」の被保険者期間があること
- ②退職日の翌日から**20日以内（必着）**に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること（20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日まで）

※扶養家族を入れる場合、添付書類が必要な場合があります

詳しくはこちら▶



お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311（代表）



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL 043-382-8311（代表）

（営業時間）平日8:30～17:15



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お手続きは郵送をご利用ください



ご退職される方・扶養からはずれる方の保険証は速やかに返納ください。